

## 総合考察

特別措置申請のインタビュー全体を通じて、障害学生本人や保護者、担当教員の語りに表現されることには、「特別措置申請そのものに対する遠慮」がある。本来、特別措置の申請は障害のある学生の正当な権利であり、自己の障害の状態に合わせて、妥当と考えられる措置を申請することができるはずである。しかしながら、入試において障害に対する特別措置の必要性を裏付けする法的な背景や、受験においてどこまでが合理的な配慮（特別措置）とされるのかについての議論、そして関係者でのそれらの認識の共有が十分に行われていない。したがって受験の当事者にとってみれば、「どこまでを申請してよいのかよくわからないが、措置メニューとして提示されている範囲で当てはまるものだけは申請してみよう」という動機付けで、その場限りの申請が行われているに過ぎない。そのため、特別措置の過去の動向はクローズドなものとなっており、道義的に問題があると考えられる事例も、表だって議論されることもなく、また現状の改善についても議論されにくい状況にある。結果として、暗黙のうちに「障害のある学生が受験することを考慮していないシステム」として大学入試が存在している。

近年、大学で行われる教育へのアクセスに対して、障害学生支援などのシステムが整い始めている。その結果、大学での学びを望み、また配慮があればそこに参加が可能な学生について、当然の権利として学生支援のリソースが用意されるようになってきた。しかしながら、大学へ入ってから支援が用意されていても、大学の入り口である入試の段階では、いまだ多くのバリアが残されていることが今回のインタビューから明らかとなった。前節までに論じた具体的ポイントに基づいて、現在の特別措置メニューをさらに充実させることはもちろん、今回のインタビューからニーズとして挙げられた不備の改善に向けて、効果的と思われる4つのポイントを以下に提案する。

### 1. 「特別措置申請とその結果を透明化するため情報公開を進める」

大学入試における特別措置申請の存在についての情報を入手したルートは、インタビューを実施した範囲では、教員では「大学入試センターの説明会で障害のある高校生に対する特別措置の存在を知った事例」と「障害のある高校生の保護者または本人からの報告で特別措置の存在を知った事例」に限られていた。また保護者では、「インターネットなどで調べて特別措置の存在を知った事例」「高校入試の経験から大学入試でも措置があるはずと思った事例」および「DO-IT Japan（障害のある高校生の大学体験プログラム）から特別措置の存在を知った事例」が主な情報の入手ルートであった。現在、特別措置についての情報入手は極めて限られた状況にある。

大学入試センター試験と大学一般入試の両方で、障害学生からの特別措置申請に対して、過去どのような障害でどのような措置が認められたかについて、その意志決定の過程や理由も含めて、先行事例の情報公開がなされていない。高次脳機能障害や発達障害（ディスレクシア、自閉症スペクトラム障害）、精神障害、パソコンの利用認可などのガイドラインも充実していない。例えば、米国の大学入試センターに近いテストにSAT Reasoning Testがあるが、このテストを実施しているCollege Boardは、そのウェブサイト上で、Learning Disabilities（学習障害：ディスレクシアを含む）、ADHD、Hearing Impairments（聴覚障害）、Psychiatric Disorders（精神障害）、Head Injury/Traumatic Brain Injury（頭部外傷、脳血管障害：高次脳機能障害を含む）、Visual Impairments（視覚障害）、Physical Disabilities（肢体不自由）、Other Disabilities（その他の障害）のカテゴリーで支援申請のガイドラインと判断基準を公開している。また、コンピュータの利用についても同様に、ガイドラインが公開されている。特別措置申請についての情報公開については我が国には大きな格差がある。

このような情報不足の状況に加え、今回のインタビュー事例ではその多くが一般高等学校に所属する障害学生であったため、彼らには周囲に同じ障害のある学生がいないことで、障害についての意見を交換したり、情報を入手したりする機会自体が得られにくかった。そうした理由のため、障害学生自身がどのような内容で申請を行うべきか（行ってよいのか）についての指針が得られにくい現状がある。

例えば、今回大学入試センター試験への申請を行った聴覚障害の学生のうち、1名は英語のヒアリング試験の免除を申請し、もう1名は免除を申請しなかった。後者は大学入試センターの窓口にお問い合わせの際に「ヒアリングの授業に参加しているならば免除は難しい」というコメントをそのまま承諾したためだが、実際には普段から聞き取りが難しかったため、本人は交渉して申請しておくべきであったという感想を持っていた。このような事例は申請の可否について本人では判断が難しく、公開された事例を参照するなどの方法があれば、どのような配慮申請を行うかについての方針を立てやすかったことが考えられる。

さらに、審査の結果に納得がいかず、大学入試センターに審査の根拠と過程についての情報公開を求めたが、回答が得られなかった事例も見られた。他にも、入試の過程で、面接の受けた際に担当者からかけられた言葉に疑念を持ち、障害があるために入学が不合理に拒否されているように感じていた事例もあった。このように、特別措置に関わる情報公開については、今後さらに進めていく必要のある問題である。

## 2. 「障害を合理的に説明するためのリテラシー教育を、障害学生や教師、保護者に行う」

「合理的な配慮」としての特別措置決定の判断プロセスが妥当な形で行われるためには、特別措置決定の判断プロセスが公平に行われることはもちろんだが、当事者側からも判断材料が十分に提示される必要がある。措置を請求する申請内容が必要十分なものとするために、どのような材料を準備すべきかを考える作業は、障害のある高校生や保護者など「当事者の自助努力」にその大部分が依拠している。どのような形で自己の障害から生じるニーズを周囲に適切に伝えていくか、というノウハウについて、指導が外部から得られる当事者は、極めて限られている。必要十分な申請のためにどのような記述や資料を提示する必要があるかについては、当事者に対して何らかの指導やサポートが必要と考えられる。

例えば、就職活動（試験や面接などの対応）であれば、高校であっても大学であっても、学生との相談、指導やサポート、またそれを実現するための教職員による情報の蓄積や体制がある。同様に、特別措置申請についても、高校の担当教員（または外部の機関でもよい）による何らかの具体的なリソース提供が必要であろう。また大学でも、障害支援に関わる担当者のみならず、大学入試に関わるスタッフ全体で特別措置や障害についての知識を共有する必要がある。特に一般校にとって、特別措置申請の経験が稀なことであっても、高校や教育委員会単位で事例が蓄積され、共有されていく体制を整えることが望まれる。

## 3. 「社会的に配慮のされていない障害に対応する」

大学入試センター試験の特別措置申請では、申請者である学生の障害が特別措置の規定に含まれていない場合、学生は「その他」の申請枠を用いて措置を求めることができる。そして、この枠での申請者がここ数年、急激に増加していることを、独立行政法人大学入試センターの業務報告書から読み取ることができる。この「その他」の申請枠では、申請者が規定に含まれない障害と、そこで必要となる措置について、自由な形式で措置の要望とその根拠を説明することができる。

大学入試センターの業務報告書の統計データには「その他」の申請者の内訳について「神経症等」と記載されている。詳細は公開されていないため、具体的にどのような障害についての申請が行われているか不明である。しかしながら、かつて神経症と呼ばれていた、強迫性障害やパニック障害などの精神疾患が含まれているだろう。しかしそれに加えて、近年その存在が良く知られるようになってきた、読み書き障害やアスペルガー症候群などの発達障害や、高次脳機能障害などの認知面の障害についての措置申請も含まれていると考えられる。

高次脳機能障害や発達障害は、「隠れた障害」「見えない障害」と言われる。このように表現される理由はいくつかある。例えば四肢欠損や麻痺など、肢体不自由のある人のように、車いすに乗っていたり、動作から推測できたりといった、障害を推測できる外見上の特徴が顕著ではない。視覚障害や聴覚障害がある人でも、白杖やサングラス、補聴器や手話の使用など、障害を外見から判断する手がかりがある。しかしながら高次脳機能障害は、記憶や注意、情動など、認知面に生じる障害であり、外見上の手がかりが極めて少ない。そのため外見からは判断が難しい障害の1つである。また「以前のことは良く覚えているのに、新しいことを覚えることが難しい（前向き健忘）」というように、「記憶する」という一般的な認知機能のうち、ごく一部に、乖離した機能の障害が起こりうる。さらに高次脳機能障害では、この例のように障害を受ける認知機能が、脳損傷の部位・状況に応じて、極めて多岐に渡る。しかしながら、このような障害とそこから起こりうる困難を理解することは、同種の障害について経験のない人々にとっては直感的にわかりづらいため、高次脳機能障害は、多くの人々にとって理解されにくいという現状がある。

発達障害についても同様のことがいえる。外見上からはわからない、認知面のアンバランスさがある。発達障害者の中には、感覚器や知的水準に障害はないにも関わらず、文字を読むことが難しいディスレクシアや、学業成績が良くても、口答での（ときとして曖昧な）指示を理解すること、時間感覚を把握することに困難があったり、感覚が過剰に過敏（または鈍麻）であるために、混乱や過度なストレス状況に陥りやすい者がいる。

平成17年度の発達障害者支援法の施行以降、発達障害への配慮の必要性が求められるようになったため、アスペルガー症候群の別室受験などの配慮は実質的に認められつつあるものの、ディスレクシアへのパソコンによる読み上げ困難へ、音声での提示による支援は認められた事例についての情報は少ない（パソコンの持ち込みが基本的に許可されないことと、本研究の事例中に、読み上げソフトの利用を拒否されたものがあることから、おそらく前例はないものと考えられる）。しかしながら、このような障害に対する対応について、大学入試センターおよびその他の大学からは、どのようなポリシーで対応されるのかが表明されていない。ディスレクシアの例だけに限らず、隠れた障害に対する配慮を発見し、その事実に対して何らかの検討を行い、対応のポリシーを情報公開として示すことが望まれる。

#### 4. 「特別措置申請に関わる活動を一元化するセンターを実現する」

大学入試センターの特別措置申請に準ずるルールを採用する大学が多いとはいえ、大学ごとに、特別措置の認可基準やそこに关わる大学側の組織の形態は様々である。また、特別措置申請は、希望する措置内容が同じであったとしても、志望する大学ごとに担当者とやりとりをする必要がある。また、入学試験の特別措置を申請したとしても、実際には入学試験だけの特別措置ではなく、大学入学後の支援についても大学側の検討課題とされることが多い。そのためやりとりは単純なものではなく、何度も面会を求められる場合もある。また障害についての知識や、支援についての理解がある担当者ばかりではなく、極端な例では差別的な態度を持った担当者に対して辛抱強い説明を、障害学生が行う必要がある事例も見られる。以上のような状況から、措置申請にかかる障害学生の負担は非常に大きいという現状がある。

大学入試センターの特別措置申請のメニューと認可基準は、他の大学でもそれを基準として採用する大学がある。このような現状を一步進めて、ある程度、大学間で一元化された申請基準が整備されることが望ましい。とはいえ、現状の大学入試センター試験での措置メニューと認可基準は内容に不足があり、十分なメニューとはいえない。これらのメニューを受験生からのニーズや社会的要請にできるだけ即応し、メニューや基準の妥当性を継続的に審査できるセンター的な業務を遂行できる機能を持った機関が必要である。

## 大学入試の特別措置について今後行うべきことのまとめ

1. 現状の措置メニューを充実させる
2. 特別措置申請とその結果を透明化するため情報公開を進める
3. 障害を合理的に説明するためのリテラシー教育を、障害学生や教師、保護者に行う
4. 社会的に配慮のされていない障害に対応する
5. 特別措置申請に関わる活動を一元化するセンターを実現する